

後期高齢者医療の皆さまへ

健康診査

生活習慣病の早期発見

後期高齢者医療では、生活習慣病の早期発見により適切な治療につなげ重症化を予防することを目的に、健康診査を行っています。

健康診査をご希望の方には受診券を送付しますので、お申し込みください。なお、平成24年度に受診した方には受診券を送付しますので、お申し込みの必要はありません。ただし、健診時の問診などで生活習慣病などの定期的な受診を勧められた方、治療中の方には送付しません。



■対象／後期高齢者医療被保険者で生活習慣病などで病院にかかっていない方

*生活習慣病とは、高血圧、糖尿病、脂質異常症、心疾患、脳血管疾患などです。

*治療中の方は対象外です。

■健診日時・場所／地区での集団健診（詳しくは今月号に添付の南国市健診カレンダーをご覧ください）または病院での個別健診

■申込期間／平成26年1月初旬まで随時

■申込方法／電話でお申し込みください。

■備考／健康診査の受診には受診券が必要ですので、必ず持参してください。

住民税が非課税世帯の方へ

限度額適用・標準負担減額認定証

○入院するとき

○外来で医療費が高額になるとき

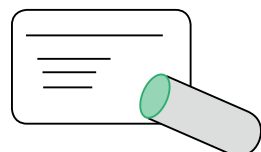
「限度額適用・標準負担減額認定証」の交付申請をしましょう。

医療機関や薬局などへ提示すると、窓口での自己負担額や入院時の食事代などが軽減されます（限度額は所得の区分により異なります）。

■対象／住民税非課税世帯の方

■申請に必要なもの／被保険者証、印鑑

■備考／現在お持ちの方の有効期限は、7月31日となっています。引き続き対象となる方には、7月下旬に新しい証を郵送します。



後期高齢者医療保険料について

保険料を納付書で納めていただいている方へ

平成24年度の最終納期限が過ぎましたが、保険料の納め抜かりはないでしょうか。未納があると、その未納額により8月発行の被保険者証が有効期限の短いものになる場合があります。ご注意ください。

◎4月の年金から特別徴収（年金天引き）が始まる方には、3月末に仮徴収保険料額をお知らせしましたので、ご確認ください。



※申込先・お問い合わせは、長寿支援課いきいき長寿係（☎880-6556）まで

市役所の課・係の名称が一部変わりました

平成25年度機構改革により、4月から市役所の組織の一部を見直し、課・係の新設や係の名称、担当業務を変更しました。

旧担当課・係名	新担当課・係名	主な業務内容
企画課 情報政策係	情報政策課 情報政策係	地域・行政情報化、情報セキュリティに関すること
企画課 企画調整係	企画課 企画調整係	総合計画、広域行政、統計調査
企画課 企画調整係	企画課 コミュニティ推進係	コミュニティ活動の推進、公共交通に関すること
都市整備課 都市整備係	都市整備課 都市整備係	街路事業
都市整備課 都市整備係	都市整備課 土地地区画整理係	土地地区画整理事業
福祉事務所 社会係	福祉事務所 地域福祉支援係	社会福祉法人、民生児童委員、日本赤十字社に関すること
福祉事務所 社会係	福祉事務所 障害福祉係	障害者・児の福祉



国保の資格に変更があったときは14日以内に届け出を！

転入・転出・出生・死亡などや、国保以外の健康保険ができたとき、または無くなったときは、必ず国保係へ届け出を行ってください（職場から市役所への連絡などはありませんので、手続きは忘れず行ってください）。

届け出が遅れると、国保税が国保加入日までさかのぼって課税されたり、資格喪失後も課税され続ける場合があります。また、資格喪失後に国保の保険証で医療機関にかかった場合、市の負担分を返納していただくことがあります。

修学のため転出する場合は

国保係への届け出が必要です。転出手続きの際には、保険証および在学を証明するものを持参の上、届け出をお願いします。

届け出がないと、国保の資格が喪失しますので保険証が使えなくなります。

70～74歳の方へ 来年3月まで1割負担据え置き

現在医療機関での窓口負担が1割の方は、制度改正によって4月から2割に引き上げられることになっていましたが、この改正が引き続き凍結され、平成26年3月まで1割に据え置かれます。

訂正した高齢受給者証は、3月中旬に保険証とは別に発送していますので、ご確認ください。

*8月に前年度の所得を基に負担割合が変更される場合があります。

*現役並み所得の方で3割負担をいただいている方は除きます。

*後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害があると認定された方は除きます。

※お問い合わせは
市民課国保係（☎880-6555）まで